



韓国の消費者倒産制度の運用実態

弁護士 パク・ヒョングン

民主社会のための弁護士会 民生経済委員会

1. 韓国法院の消費者破産の現況

(1) 個人破産事件の現況

韓国の法院統計月報によると、2016年の個人破産申立者数は50,288人で、2015年の53,865人よりも約6.6%減少した。個人破産申立は2010年の84,725人、2011年の69,754人、2012年の61,546人、2013年の56,983人、2014年の55,467人、2015年の53,865人と減少傾向にある。

[表1] 2016年 個人破産申立事件統計

2017年1月9日 抽出

法院	申立		処 理							
	今月	累計	破産宣告前				破産宣告後			
			許可	棄却	その他	計	終結	廃止	その他	計
ソウル中央地方法院	979	11,746	605	42	26	673	79	979	4	1,062
議政府地方法院	327	3,852	398	2	11	411	16	386	1	403
仁川地方法院	589	6,883	383	29	7	419	19	382	3	404
水原地方法院	592	6,671	248	15	12	275	33	727	-	760
春川地方法院	82	819	50	6	2	58	3	56	-	59
江陵地方法院	19	222	38	1	-	39	-	-	-	-
大田地方法院	223	2,966	321	12	6	339	9	263	-	272
清州地方法院	111	1,092	110	22	-	132	5	104	-	109
大邱地方法院	470	4,899	284	17	7	308	5	450	-	455
釜山地方法院	325	3,238	195	14	10	219	33	227	-	260
蔚山地方法院	83	1,049	89	-	5	94	1	73	-	74
昌原地方法院	271	2,893	191	-	4	195	12	214	-	226
光州地方法院	195	2,463	142	6	5	153	26	159	-	185
全州地方法院	83	974	116	17	14	147	20	116	-	136
濟州地方法院	53	521	110	4	1	115	-	82	-	82
総計	4,402	50,288	3,280	187	110	3,577	261	4,218	8	4,487
今年度累計	50,288		54,607	1,612	1,365	57,584	3,556	49,170	72	52,798
前年度累計	53,865		54,566	2,184	1,412	58,162	2,922	47,459	53	50,434

(2) 免責事件の現況

法院統計月報によると、2016年の免責申立者数は50,208人で、2015年の53,82



5人よりも約6.7%減少した。免責申立は、2010年の84,710人、2011年の69,741人、2012年の61,508人、2013年の56,940人、2014年の55,418人、2015年の53,825人と減少傾向にある。

免責許可率に関して2016年の処理件数を見てみると、55,521件のうち48,971件が許可されており、許可率は約88.20%にのぼる。参考までに過去の免責許可率を見てみると、2010年は約89.85%、2011年は約88.66%、2012年は約88.67%、2013年は約89.04%、2014年は約88.33%、2015年は約87.98%と毎年ほぼ同水準である。

[表2] 2016年 免責申立事件統計

法 院	2016年12月					2017年1月19日抽出	
	申立	処理				申立	処理
		許可	棄却	その他	合計		
ソウル中央地方法院	974	1,053	71	56	1,180	11,721	12,065
議政府地方法院	324	317	13	30	360	3,849	3,970
仁川地方法院	589	436	31	21	488	6,877	6,713
水原地方法院	577	672	28	63	763	6,657	8,498
春川地方法院	82	47	9	4	60	818	913
江陵地方法院	19	1	2	-	3	222	274
大田地方法院	225	243	26	22	291	2,956	3,012
清州地方法院	111	110	45	1	156	1,092	1,208
大邱地方法院	471	443	23	15	481	4,894	6,654
釜山地方法院	323	232	25	21	278	3,231	3,492
蔚山地方法院	83	69	9	6	84	1,048	1,025
昌原地方法院	270	213	12	6	231	2,892	2,862
光州地方法院	194	248	30	11	289	2,459	2,904
全州地方法院	84	73	55	49	177	972	1,176
清州地方法院	53	82	8	1	91	520	755
総計	4,379	4,239	387	306	4,932	50,208	55,521
今年度累計	50,208	48,971	3,408	3,142	55,521		
前年度累計	53,825	48,828	3,891	2,783	55,502		

(3) 個人回生事件の現況

法院統計月報によると、2016年の個人回生申立者数は90,400人で、2015年の100,096人より約9.7%減少した。個人回生申立は、2010年の46,972人、2011年の65,171人、2012年の90,368人、2013年の105,885人、2014年の110,707人、2015年の100,096人と、2012年に大幅に増加して以降、ここ5年間は約9万人から11万人の水準を維持している。

[表3] 2016年 個人回生事件統計

2017年1月19日抽出

地方法院	申立		今月							
			處理							
	今月	累計	開始決定前				開始後、認可前			
			許可	棄却	その他	合計	認可	取消(不許可)	その他	合計
ソウル中央地方法院	1,423	17,000	1,159	175	52	1,386	1,418	118	-	1,536
議政府地方法院	604	7,205	531	127	30	688	757	52	-	809
仁川地方法院	731	9,372	540	121	36	697	666	224	-	890
水原地方法院	1,313	15,584	518	97	36	651	866	324	-	1,190
春川地方法院	169	1,997	139	63	6	208	177	19	-	196
江陵地方法院	39	624	20	5	2	27	50	1	-	51
大田地方法院	577	6,970	507	44	14	565	376	46	-	422
清州地方法院	205	2,520	137	161	15	313	164	53	-	217
大邱地方法院	649	8,109	506	79	21	606	557	134	-	691
釜山地方法院	372	4,950	257	71	35	363	234	33	-	267
蔚山地方法院	230	2,918	269	38	11	318	385	34	-	419
昌原地方法院	405	4,627	355	44	13	412	356	67	-	423
光州地方法院	374	4,611	365	82	18	465	268	21	-	289
全州地方法院	259	2,973	184	57	10	251	214	61	-	275
濟州地方法院	71	940	79	8	8	95	78	4	-	82
總計	7,421	90,400	5,566	1,172	307	7,045	6,566	1,191	-	7,757
今年度累計	90,400		83,917	12,662	3,576	100,155	80,697	11,456	22	92,175
前年度累計	100,096		95,953	10,110	4,002	110,065	77,649	10,355	29	88,033

(4) 総評

個人破産事件と個人回生事件の年度別推移を見てみると、個人破産事件が減少傾向にあるのに対し、個人回生事件は個人破産事件の約2倍にまで達しているという現象が続いている。

[表 4] 個人破産と個人回生の年度別申立者の推移<出所：法院統計月報>

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	備考
個人破産	84,725	69,754	61,546	56,983	55,467	53,865	50,288	
個人回生	46,972	65,171	90,368	105,885	110,707	100,096	90,400	
合計	131,697	134,925	151,914	162,868	166,174	153,961	140,688	

これは韓国の法院が、債務者本人および家族に債務増大の経緯、支払い不可能理由、現在の資産状態に対する膨大な量の疎明資料を要求するなど、債務者に非常に厳しい態度で消費者破産制度を運営しており、また、すぐに免責が決定する「個人破産」よりも、債務者が3~5年の間に債務の一部を返済し、その



後免責になる「個人回生」の申立をするよう仕向けている傾向を示している。

総合的に判断すると、1500兆ウォンを超える韓国の深刻な家計負債の水準に対し、この問題を解決できる法院の個人倒産制度は、消極的な立場にあると評価されており、法院のより前向きな姿勢への転換が求められる。

2. 倒産制度改善の課題

(1) 倒産専門法官制度の導入

－倒産業務は法院で扱う事件の中でも専門性の高い分野である。したがって、専門法院の設置と専門法官の導入に関する議論が行われた結果、2017年3月1日より韓国で初の回生・破産専門法院であるソウル回生法院が開院した。

○ ソウル回生法院の開院に加え、倒産専門法官制度が導入されれば、法院と法官のすべての専門化が完成することになり、専門性向上の相乗効果を最大限に生かすことができる。そのため、法官の専門性を向上させるための倒産専門法官制度の導入が必要である。

－韓国の破産法官の勤務期間がわずか2、3年であるのに対し、米国破産裁判所の判事は、連邦破産裁判所 (U. S. Bankruptcy Court) の所属で、任期は14年である。

－米国ハーバードビジネススクールのスチュアート・C・ギルソン (Stuart C. Gilson) 教授によると、米国企業はよく整備された倒産法制度と倒産専門家のおかげで、ヨーロッパよりも非常に速く危機から抜け出し、競争力を回復できたと指摘している (A Morgan Stanley Publication (Fall 2012))。

(2) 破産手続きの対審構造への転換

－個人破産制度の主な目的は、すべての債権者が公平に債権を回収できるよう保障すると同時に、債務者には免責手続きを通じて、残っている債務に対する返済責任を免除し、経済的に再起更生できる機会を与えることである。

－しかし、債権者の異議申立がない場合でも、法院が職権により審査を行い、免責の可否を決定するようになっているため、実際、法院には過度な負担がかかっている。

○ したがって、「検事・破産管財人または破産債権者」が法廷事由をもとに意義申立をする場合を除き、法院は免責を許可するようにし、法院の負担を軽減し、個人破産の免責決定を迅速に行うべきである。

(3) 破産管財人に対する評価制度の導入

－2012年2月から迅速な破産宣告と免責決定、低コストの破産管財人の選任を



障原則などによる特別な事情がある場合には、それよりもさらに延ばすことができる。この点を考慮すると、返済期間が6か月、1年、3年、5年など、様々な返済計画を認定するよう改善する必要がある。

イ 生計費の現実的適用

ー現在、法院は個人回生時の生計費を「個人回生事件処理指針（ジェミン2004-4）第7条」に従って基準中位所得の60%としている。

ー梨花女子大学法学専門大学院のオ・スグン教授が、韓国法務部、金融委員会の依頼を受け提出した「個人回生手続き利用の実態に関する研究」の中で、2009～2015年に申立のあった個人回生申請書212件を分析した資料は、以下の通りである。これによると、子どもが一人いる3人家族が申立をした場合、子ども一人だけが被扶養者扱いとなり、配偶者は被扶養者から除外される傾向があることがわかる。

[表6] 標準的な個人回生申立の状況

区分	内容	備考
基本事項	40代 / 既婚 / 男性 / 高卒	
家族構成	3人(本人、配偶者、子ども)	個人回生申立時被扶養者は1人認定
住居状況	賃貸住宅、保証金なし、月の家賃40万ウォン	居住年数 5年
月の所得	160万ウォン	在職期間 2年
負債規模	6400万ウォン (銀行、カード会社、貯蓄銀行、サラ金など)	月給の40倍の水準
個人回生返済計画案	返済期間5年 / 債務額の51%返済	免責債務額 2460万ウォン

○ 債務者の居住地に合った適正住居費や子どもの養育費などに対する考慮はなく、家族の構成人数に応じて、一律的に生計費を控除しているが、債務者の実質的な再建保障のためには、債務者に実質的な扶養があるかどうか、実際の支出がどのくらいあるかなどを考慮して、適正な生計費を算出する必要がある。

(6) 免責範囲の拡大

「債務者回生および破産に関する法律」第566条は、破産債権の中でも、租税債権、罰金、科料、刑事訴訟費用、課徴金および過料、破産者が故意に犯した不法行為による損害賠償債権、債務者の重大な過失により他人の生命または身体を侵害した不法行為により発生した損害賠償債権、債務者の下で働く勤労者の賃金、退職金、災害補償金、任置金および身元保証金、債務者が認識していながらも債権者リストに記載していない請求権、これらを免責除外債権とし



て列举している。

免責除外債権が広範囲にわたるため、個人債務者が破産制度を利用しても、未納の租税や健康保険料、年金保険料などは依然として納付する必要がある、これらの負担は過重債務者が正常な経済生活に復帰する足かせとなっている。

租税債務や公共料金債務など、一般民事債権と商事債権に対して、常に優越的な地位を認定しなければならないということは、国家の優越主義の表れと言わざるを得ない。単に租税や公共料金と言っても、破産状態にある個人債務者が再スタートを切る上で足かせとならないよう、免責対象債権の範囲に含まれる必要がある。

(7) 「当然免責」制度の導入

破産宣告後、5年が経過したら「当然免責」になる制度を導入する必要がある。現在、破産宣告後、10年が経過したら復権できるようになっているが、復権時の免責に対しては何の規定もない。10年という期間は長すぎるため、この期間を5年に短縮し、復権時には当然免責になるように規定を作る必要がある。